

控訴事件の判決及び同判決に対する上告の提起等について

1 事件名

損害賠償(住民訴訟)請求控訴事件(東京高等裁判所 平成23年(行コ)第43号)

2 当事者

控訴人 中野区民

被控訴人 中野区長

被控訴人補助参加人 中野区民

3 訴訟の経過

平成22年(2010年)1月 7日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成23年(2011年)1月14日 東京地方裁判所で請求棄却の判決言渡し

1月25日 東京高等裁判所に控訴の提起

9月 1日 東京高等裁判所で控訴棄却の判決言渡し

9月 8日 最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立て

4 事案の概要

本件は、中野区が、中野区納税貯蓄組合補助金交付条例(以下「条例」という。)に基づき中野納税貯蓄組合連合会(以下「中野納連」という。)に対して26万7000円の補助金を交付したことについて、中野区の住民である原告(控訴人)が、組織の実体がなく健全に育成されていない中野納連に補助金を交付することは条例の定める補助金交付の目的に違反し違法であると主張して、中野区に対し、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づき、中野納連会長A(被告(被控訴人)補助参加人)及び中野区長である田中大輔個人に上記補助金相当額の損害賠償請求をすることを求める住民訴訟である。原告(控訴人)は、第一審判決では請求が棄却されたため、これを不服として、東京高等裁判所に控訴を提起していた。

5 控訴の趣旨

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人は、被控訴人補助参加人に対し、26万7000円及びこれに対する平成20年(2008年)12月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

(3) 被控訴人は、田中大輔に対し、26万7000円及びこれに対する平成20年(2008年)12月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

(4) 訴訟費用(被控訴人補助参加によって生じたものを含む。)は、第一、二審とも、被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

6 判決

(1) 主文

ア 本件控訴を棄却する。

イ 控訴費用（補助参加によって生じたものを含む。）は、控訴人の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、原判決に記載のとおりであるから、これを引用する。

※ 参考（原審の判断）

ア 前提事実及び認定事実からすると、中野納連が実体のある組織又は団体であることは明らかである。

イ また、本件補助金の交付対象事業とされた会報の発行は、納税貯蓄組合法第10条の2に定める連合会の目的に沿うものであるから、これに対して補助金を交付することは、中野納連及びその構成員である各組合の健全な育成を図るという本件条例の目的に合致するといえることができ、また、これに対して補助金を交付することが相当でないというべき特段の事情があるとも認められない。

ウ よって、中野納連に実体がなく、また、中野納連の運営等に問題があることを理由に本件補助金交付が違法であるとする原告の主張は、採用できない。

7 上告の提起及び上告受理の申立て

(1) 上告の提起の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

(2) 上告受理の申立ての趣旨

本件を上告審として受理する。